

はしがき

平成20年12月に施行された公益法人改革法により、現行の公益社団法人（特例民法法人）は、平成25年11月末までに、公益社団法人又は一般社団法人に移行しなければならなくなりました。

社団法人日本歯科商工協会は、検討の結果、一般社団法人化を決定し、平成22年10月22日に内閣府 公益認定等委員会に認可申請、平成23年3月22日認可を経て、同年4月1日に移行登記が完了いたしました。

新しい一般社団法人日本歯科商工協会は、従前の社団法人日本歯科商工協会の機関を踏襲しつつ、一般社団法人法の要請を満足するようにいたしました。

もとより、その目指すところは、「歯科医療器材・薬剤の提供を通じて、健康長寿社会実現に貢献する」ことであり、従前と変わりません。

新たに発足いたしました一般社団法人日本歯科商工協会に対し、従前同様 ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

平成23年4月1日

一般社団法人日本歯科商工協会
会 長 中尾 眞

添付資料

- ① 一般社団法人 日本歯科商工協会役員名簿
- ② 一般社団法人 日本歯科商工協会定款

一般社団法人 日本歯科商工協会役員名簿

平成23年4月1日現在

役員	氏名	所属	会社名
会長	中尾 眞	材料	株式会社ジーシー
副会長	山中 通三	器械	株式会社吉田製作所
副会長	谷山 勝美	日商連	谷山歯科器材株式会社
副会長	森田 晴夫	コンピュータ	株式会社モリタ
専務理事	八野 光俊	器械	株式会社ミクロン
理事	塚本 耕二	器械	株式会社モリタ製作所
理事	高橋 勝美	材料	株式会社オムニコ
理事	亀水 忠茂	材料	亀水化学工業株式会社
理事	岡本 徹	薬品	日本歯科薬品株式会社
理事	中山 茂男	輸入	白水貿易株式会社
理事	吉田 一郎	輸入	株式会社東京歯材社
理事	磯谷 精彦	卸	株式会社日本歯科工業社
理事	榊原 康雄	卸	東海歯科器材株式会社
理事	宮内 啓友	日商連	株式会社ミヤウチ
理事	佐々木 伸五	同友会	ササキ株式会社 東京本部
理事	玉井 誠一	同友会	株式会社玉井歯科商店

監事	太田 勝也	材料	株式会社松風
監事	牛田 英郎	外部	日本橋合同事務所

一般社団法人日本歯科商工協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本歯科商工協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の緊密なる連絡を図り、優れた歯科医療器材薬剤の製造及び迅速円滑なる配布並びに歯科医療器材薬剤に関する知識の啓発普及に努め、もって歯科医療サービスの増進に寄与するとともに、公衆衛生の普及向上及び国民福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科医療器材薬剤に関する品質保証体制の確立
- (2) 歯科医療器材薬剤に関する調査、研究
- (3) 歯科医療器材薬剤に関する知識、技術の向上を図るための研修
- (4) 制度及び技術の国際化の推進
- (5) 歯科に関する情報提供
- (6) 法令及び行政指導の周知徹底
- (7) 公衆衛生の普及向上を図る事業
- (8) 関係団体との連絡協調
- (9) その他本会の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公 告)

第 5 条 本会の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を本会

に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員代表者)

第 8 条 正会員及び賛助会員が法人又は団体である場合は、本会に対する代表者を 1 名定め、あらかじめ書面をもって会長に届け出なければならない。本会に対する代表者を変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を支払う義務を負う。

3 納入済の入会金、会費及び賛助会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、第 19 条第 2 項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(1) 定款その他規則に違反したとき。

(2) 本会の運営を著しく阻害し、又は本会の名誉を毀損し、或いは本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は、前二条の場合のほか、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 全ての正会員の同意があったとき。

(2) 会員が解散又は死亡したとき。

第 3 章 総 会

(種 類)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の各総会を一般法人法上の社員総会とする。

3 第 1 項の通常総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

(構 成)

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 15 条 総会は、一般法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議

することができる。

(開 催)

第16条 通常総会は、毎年度6月に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めて招集を請求したとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、会議の期日より14日前までに、会議の目的たる事項、日時、及び場所を、正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した副会長の中から議長を選出する。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第20条 正会員は、代理人（本会の正会員又は第8条に定める正会員の代表者若しくは理事に限る。）によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、委任状（代理権を証する書面）を本会に提出しなければならない。なお、代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に記載された期限までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出して行う。なお、書

面により行使された議決権の数は、出席した正社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(種類及び定数)

- 第22条 本会に、次の役員を置く。
(1) 理事 16名以上20名以内
(2) 監事 2名
2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3 前項の会長を、一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員若しくは正会員である法人又は団体の役員より選任する。ただし、理事にあつては3名以内を学識経験者から、監事にあつては1名を外部の専門家から選任することができる。
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

(任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了する時までとする。
3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事の職務権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を執行する。
3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び本会の職員に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対し報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には費用を支弁することができる。

3 前二項に関する必要な事項は、総会の決議をもって定める。

(顧問)

第29条 本会に、6名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長に本会の運営について助言を行う。

4 第24条第1項の規定は、顧問の任期について準用する。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から招集の請求があったとき。

(3) 監事から法令に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記

載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めのある場合を除き、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意に意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案につき異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長と監事が署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及びこれに伴う予算に関する書類を作成し、理事会の決議を経て、通常総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条にもかかわらず、やむを得ない場合により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿（一般法人法上の社員名簿）を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の処分禁止）

第42条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属等）

第43条 本会が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

（財産の管理等）

第44条 財産の管理及び会計に関する規則は、総会の決議を経て別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解 散）

第46条 本会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

第8章 委 員 会 等

（委員会等）

第47条 本会に、調査、研究事業を行うため、委員会又は研究会を置くことができる。

- 2 委員会及び研究会の種類、構成、任務その他必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 事 務 局

（事務局）

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 3 事務局の構成、任務その他必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別にこれを定める。

【附 則】

(施行日)

第 1 条 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項の規定において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の会長に関する特例)

第 2 条 本会の最初の会長は中尾眞とする。

(事業年度に関する経過措置)

第 3 条 本定款の施行日の属する事業年度は、本定款の施行日を始期とし、施行日以後最初に到来する 3 月 31 日を終期とする。

- 2 前項の事業年度の直前の事業年度は、施行日の前日をもって終了するものとする。

(法令の準拠)

第 4 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令に従うものとする。

以 上